
岸和田市貝塚市クリーンセンター

運転管理業務委託

概要説明書

令和8年4月

岸和田市貝塚市広域事務組合

目 次

第1章 用語の定義.....	1
第2章 業務内容に関する事項.....	2
1 業務名称.....	2
2 施設の名称.....	2
3 管理者名.....	2
4 業務実施場所.....	2
5 業務目的.....	2
6 業務の内容.....	2
第3章 事業者の募集及び選定に関する事項.....	5
1 事業者の募集及び選定方法.....	5
2 事業者の募集及び選定の手順.....	5
第4章 応募者の参加資格要件.....	7
1 応募者の構成等.....	7
2 応募者の参加資格要件.....	7
第5章 本施設の概要.....	10
第6章 その他事業の実施に関し必要な事項.....	11
1 情報提供.....	11
2 応募に伴う費用.....	11
3 概要説明書に関する問合せ先.....	11

第 1 章 用語の定義

No	用語	定義
1	運転管理業務委託契約	本業務に係る組合と事業者との間で締結される岸和田市貝塚市クリーンセンター運転管理業務委託契約書に基づく契約をいう。
2	組合	岸和田市貝塚市広域事務組合をいう。
3	ごみ処理施設	本施設のうち、可燃ごみを焼却処理する施設をいう。
4	事業者	本業務の事業者選定基準に則り選定された事業者をいう。
5	入札説明書等	組合が本事業の実施に際して入札公告時に公表する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、運転管理業務委託契約書（案）その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
6	本業務	岸和田市貝塚市クリーンセンター運転管理業務委託をいう。
7	本施設	岸和田市貝塚市クリーンセンターをいい、建築物、プラント設備及び構内道路等の外構の全てを総称していう。
8	リサイクルプラザ	本施設のうち、粗大ごみ、資源物を処理対象物として破碎・選別・圧縮・保管するための施設の総称をいう。

第2章 業務内容に関する事項

1 業務名称

岸和田市貝塚市クリーンセンター運転管理業務委託

2 施設の名称

岸和田市貝塚市クリーンセンター

3 管理者名

岸和田市貝塚市広域事務組合

管理者 牛尾 治朗

4 業務実施場所

大阪府岸和田市岸之浦町1番地の2

5 業務目的

本業務は、本施設の運転について、安全性を第一に重視しながら、安定的な一般廃棄物の適正処理を行うため、本施設の運転管理を委託するものである。

本施設の運転管理については、平成19年4月から事業者へ運転管理を委託している。本施設は岸和田市貝塚市クリーンセンター長寿命化総合計画（令和6年3月改定）に基づき延命化により令和38年度までの長期操業を計画しており、適切な保守管理、経済的、効率的な運転管理が必須である。

なお、平成31年度から令和5年度に行った第一次基幹的設備改良工事による機能回復及び運転時の環境負荷の低減(CO2削減)を実現している。

6 業務の内容

(1) 業務期間

ア 運転準備期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

※ 運転準備期間に発生する教育指導等に係る費用は事業者の負担とする。

イ 運転期間

令和9年4月1日から令和19年3月31日までの10年間

(2) 業務スケジュール（予定）

概要説明書の公表	令和8年4月15日
入札公告	令和8年6月中旬
提案書提出	令和8年8月中旬
落札者の決定	令和8年11月中旬
業務委託契約の締結	令和8年12月中旬

業務の引継ぎ・準備期間	令和9年1月～3月
本委託業務の実施	令和9年4月1日（運転期間）
契約終了	令和19年3月31日

（3）事業者が行う業務範囲

事業者が行う主な業務範囲は、次のとおりとする。詳細は、入札公告時に公表する入札説明書等に示す。

項 目		業 務 内 容
計量業務		<ul style="list-style-type: none"> ● 受付管理 ● 計量 ● 案内・指示 ● 搬入管理 ● 手数料の徴収 ● 受入 等
運転管理業務	ごみ処理施設に係る運転管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみ処理施設の運転管理 ● 適切な運転管理体制の構築 ● 運転計画の立案 ● 運転マニュアルの作成 ● 機器故障時の対応マニュアルの作成 ● 日常点検等 ● 予防保全 ● 臨機の措置 ● 保守管理 ● 予備品・消耗品等の在庫管理 ● 薬品・燃料・資材等の受入 ● 運転管理記録の作成及び報告 ● 技術会議の運営 等
	リサイクルプラザに係る運転管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ● リサイクルプラザの運転管理 ● スプリングマットレス等の処理 ● 残渣の処理 ● 適切な運転管理体制の構築 ● 運転計画の立案 ● 運転マニュアルの作成 ● 機器故障時の対応マニュアルの作成 ● 日常点検等 ● 予防保全 ● 臨機の措置 ● 保守管理 ● 予備品・消耗品等の在庫管理 ● 薬品・燃料・資材等の受入 ● 運転管理記録の作成及び報告 ● 技術会議の運営 等
清掃及び維持管理業務		<ul style="list-style-type: none"> ● 清掃及び維持管理（計量棟、ごみ処理施設、リサイクルプラザ、管理・啓発棟及びその他関連施設等） ● 清掃計画及び維持管理計画の作成（計量棟、ごみ処理施設、リサイクルプラザ、管理・啓発棟及びその他関連施設等） ● 清掃報告書及び維持管理報告書の作成（計量棟、ごみ処理施設、リサイクルプラザ、管理・啓発棟及びその他関連施設

項 目	業 務 内 容
	等) ● 洗車場に係る管理業務(洗車場の管理、適切な管理体制の整備、洗車場使用料の徴収、清掃等) ● 植栽に係る維持管理 ● その他(敷地内の緑地や池を含め、敷地内全体の清掃)等 ※維持管理とは、照明設備の交換、空調・換気設備、衛生設備等の軽微なものをいう。
資源化促進業務	● 回収物の適正な資源化 ● 新たな資源化を実施する場合の協力 ● 資源化率の向上 等
情報管理業務	● 施設情報管理 ● 各種計画書、報告書管理 ● その他管理記録報告 等
防火・防災管理業務	● 二次災害の防止 ● 防火・防災マニュアルの作成 ● 自衛消防組織の構築 ● 防火・防災訓練の実施 ● 事故報告書の作成 等
その他	● 適切な組織構成の計画 ● 適切な労働安全衛生・作業環境管理の計画 ● 平常時及び緊急時の連絡体制の構築 ● 施設警備・防犯体制の構築 ● 雇用への配慮 ● 帳票類の管理 ● 啓発活動への協力 ● 見学者対応への協力 ● 住民対応への協力 ● 組合が実施する調査・技術開発への協力 ● 保険の加入 ● 施設全般に係る緊急対応マニュアルの作成 ● 各種マニュアル、計画書及び報告書等の作成 ● 外壁等大規模改修工事(施工中)、及び次期基幹的設備改良工事等、本組合が実施する工事等への協力・調整 等

(4) リスク分担

本業務における組合と事業者のリスク分担は、別紙に示すとおりである。

第3章 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

組合は本事業への参加を希望する民間事業者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に配慮しながら事業者を選定するものとする。事業者の選定にあたっては、総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）によるものとする。

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は次のとおりである。

時 期	内 容
令和8年4月15日	概要説明書等の公表
令和8年4月20日～4月23日	概要説明書等に関する質問の受付
令和8年5月15日	概要説明書等に関する質問の回答
令和8年6月中旬	入札公告
令和8年6月中旬	入札説明書等の交付
令和8年6月中旬	現地見学会
令和8年6月下旬	参考資料の閲覧
令和8年6月下旬	参加資格に関する質問の受付
令和8年6月下旬	参加資格に関する質問の回答
令和8年7月上旬	参加表明書及び参加資格確認申請書の受付
令和8年7月上旬	参加資格確認の結果の通知
令和8年7月中旬	入札説明書等に関する質問の受付
令和8年8月上旬	入札説明書等に関する質問の回答
令和8年8月中旬	入札書類（入札書、業務提案書及び参考資料）の受付
令和8年8月下旬	入札書類に対する質問を入札参加者に送付
令和8年10月上旬	入札書類に対する質問回答の提出期限
令和8年10月中旬	業務提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリング
令和8年10月中旬	開札
令和8年11月中旬	落札者の決定及び公表
令和8年12月中旬	業務委託契約締結

(2) 入札手続き等

ア 概要説明書に関する質問の受付

本事業への参加を希望する民間事業者から、概要説明書に関する質問を次のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間

令和8年4月20日～令和8年4月23日午後5時まで

(イ) 提出先

岸和田市貝塚市広域事務組合 環境技術課

(ウ) 提出方法

概要説明書等に関する質問（様式第1号）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出することとする。なお、質問のデータは「Microsoft Excel」形式で作成することとする。

(エ) 電子メールアドレス

kankyo-g@kishikai-cleancenter.or.jp

(オ) 回答方法

概要説明書に関する質問への回答は、令和8年5月15日（金）に組合のホームページにて公表する。

イ 入札公告及び入札説明書等の公表

本組合は、令和8年6月下旬に入札公告を行い、事業者の募集を開始する予定である。また、同日、入札説明書等を組合ホームページ等にて公表する。

第4章 応募者の参加資格要件

応募者の備えるべき参加資格要件（以下、「参加資格要件」という。）等については、次のとおりと想定している。

1 応募者の構成等

入札に参加する応募者の構成等については次のとおりである。

- ア 応募者は、単独の企業又は複数の企業で構成すること。
- イ 応募者が複数の企業から構成される場合は、代表企業を定めること。
また、参加表明書及び参加資格確認申請書の提出時に、応募者の構成員について明らかにすること。
- ウ 応募者の構成員の変更は、原則認めない。
- エ 応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。

2 応募者の参加資格要件

応募者は、参加資格確認基準日（令和8年6月中旬を想定）において、次に掲げる要件を全て備えること。

ただし、応募者が複数の企業から構成される場合には、全ての構成員が、次のアからコの要件を備え、いずれかの構成員がサからスの要件を備えること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年5月3日 政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年7月26日 法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年3月9日 法律第48号）第381条の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告の事実がある者でないこと。
- ウ 破産法（平成16年6月2日 法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者でないこと。
- エ 会社更生法（平成14年12月13日 法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の事例によることとされている更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年 法律第172号）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立てを含む。）がなされている者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、決定を受けた後に、組合の入札参加資格審査を受け、かつ、更生計画が認可された場合には、更生手続開始の申立てはされなかったものとみなす。
- オ 民事再生法（平成11年12月22日 法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、決定を受けた後に、組合の入札参加資格審査を受け、かつ、再生手続を最終した場合には、申立がなされなかったものとみなす。

カ 国税及び市税を滞納していない者であること。

キ 本業務に係るコンサルタント業務に関与した者との間に資本面・人事面において関連がある者でないこと。

なお、「資本面において関連がある者」とは、当該関与者の総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその発行済株式総数の 100 分の 20 を超える株式を有する者をいい、「人事面において関連がある者」とは、代表権を有する役員が、当該関与者の代表権を有する役員を兼ねている場合の会社をいう。次の者は、本業務のコンサルタント業務に関与した者である。

株式会社エイト日本技術開発

ク 岸和田市貝塚市広域事務組合暴力団排除条例（令和 2 年条例第 1 号）に基づき、次に掲げる者でないこと。

(ア) 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合には、その役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。

(イ) 暴力団（条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

ケ 岸和田市、貝塚市において指名停止処分を受けていないこと。また、参加資格確認基準日から業務委託契約締結までの間に参加資格を喪失していないこと。

コ 廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しないものでないこと。

サ 本業務を効率的に実施できるノウハウを有していること。

シ 平成 28 年 4 月 1 日以降において、以下に示すそれぞれの項目について 1 件以上の運転管理（一般廃棄物処理施設に係る PFI、DBO 事業を含む）実績を有していること。平成 28 年 4 月以降で運転管理開始後 5 年以上を経過しているものを含む。

なお、応募者が複数の企業から構成される場合は、構成員全体として、以下に示すそれぞれの項目について一件以上の運転管理実績を有していること。

(ア) 廃棄物を対象としたストーカ式連続焼却施設（100 t / 炉以上かつ施設規模が 300 t / 日以上以上の能力を有する施設）を 5 年間以上継続して、運転管理した実績

(イ) 蒸気タービン式の発電設備（定格出力 5,000 kW 以上の設備）を有する廃棄物中間処理施設を 5 年間以上継続して、運転管理した実績

- (ウ) 可燃性・不燃性粗大ごみ処理施設（20t/日以上能力を有する施設）を5年間以上継続して、運転管理した実績
 - (エ) ビン・缶・ペットボトルの資源化施設（20 t/日以上能力を有する施設）を5年間以上継続して、運転管理した実績
- ス 技術管理者（ごみ処理施設、リサイクルプラザを対象とし、各施設の一般廃棄物処理を管理できること。）の資格を有する者を、本業務の現場総括責任者等として業務開始までに配置できること。

第5章 本施設の概要

本業務の対象とする施設の概要は以下のとおりである。

項目	内容
施設所在地	大阪府岸和田市岸之浦町1番地の2
供用開始	平成19年4月
計量棟	<p>[設備諸元]</p> <p>① 型式 : ロードセル式</p> <p>② 数量 : 4基</p> <p>③ 秤量 : 最大秤量30t、最小目盛10kg</p> <p>[建築諸元]</p> <p>① 建築面積 : 817m²</p> <p>② 延床面積 : 731m²</p> <p>③ 主構造 : 鉄骨造</p>
ごみ処理施設	<p>処理能力 : 焼却炉 531t/日 (177t/炉×3基)</p> <p style="padding-left: 150px;">灰溶融炉 72t/日 (36t/炉×2基) ※₁</p> <p>[設備諸元]</p> <p>① 焼却炉形式 : ストーカ式全連続式焼却炉</p> <p>② 灰処理形式 : 薬剤処理</p> <p>③ 排ガス処理 : バグフィルター、湿式洗煙装置、触媒脱硝装置</p> <p>④ 排水処理 : 「凝集沈殿＋ろ過＋吸着」等</p> <p>⑤ 余熱利用 : 発電・給湯・その他場内外利用 蒸気タービン発電機 (最大出力12,000kW)</p> <p>⑥ その他 : 煙突 (内外筒方式100m)</p> <p>[建築諸元]</p> <p>① 建築面積 : 12,418m²</p> <p>② 延床面積 : 30,482m²</p> <p>③ 主構造 : 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造</p>
リサイクルプラザ	<p>処理能力 : 粗大ごみ処理施設 41t/5h</p> <p style="padding-left: 150px;">資源化施設 ビン・缶・ペットボトル 32.6t/5h</p> <p>[設備諸元]</p> <p>① 処理方式 : 可燃性粗大ごみ破砕機 二軸式せん断式 19t/5h</p> <p style="padding-left: 150px;">不燃性粗大ごみ破砕機 高速回転式 22t/5h</p> <p style="padding-left: 150px;">資源化施設 選別・圧縮 ビン・缶・ペットボトル 30.6/5h</p> <p style="padding-left: 150px;">ペットボトル 2t/5h</p> <p>[建築諸元]</p> <p>① 建築面積 : 6,306m²</p> <p>② 延床面積 : 17,490m²</p> <p>③ 主構造 : 鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造</p>
管理・啓発棟	<p>[建築諸元]</p> <p>① 建築面積 : 2,925m²</p> <p>② 延床面積 : 4,271m²</p> <p>③ 主構造 : 鉄骨造</p>
その他	洗車場設備、洗車場構造物等

※₁ : 平成25年3月29日廃止

第6章 その他事業の実施に関し必要な事項

1 情報提供

本事業に係る情報提供は、適宜、組合のホームページ等を通じて行う。

2 応募に伴う費用

応募に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

3 概要説明書に関する問合せ先

概要説明書に関する問合せ先は、次のとおりとする。

担 当 課	:	岸和田市貝塚市広域事務組合 環境技術課
	:	〒596-0016 大阪府岸和田市岸之浦町1番地の2
担 当 者	:	四宮・鍵本・佐藤
T E L	:	072-436-5389
F A X	:	072-436-4653
E - m a i l	:	kankyo-g@kishikai-cleancenter.or.jp
ホームページ	:	https://www.kishikai-cleancenter.or.jp/

リスク分担表（その1）

段階	リスクの種類	リスクの内容	分担者	
			組合	事業者
共通	法令・制度変更 (税制含む)	法制度、税制度の新設、変更により業務の実施が変更又は不可能となる場合、業務の変更が必要になった場合、事業者の負担が増加する場合	○	
	入札説明書等 変更リスク	入札説明書、要求水準書、その他組合が提示した図面、履歴データ等の変更が生じた場合	○	
	政治	組合の政策方針の転換、財政破綻等による支援・業務不履行により業務の実施が変更又は不可能となる場合	○	
	住民対応	事業の実施そのものに対する住民反対等が発生した場合	○	
		運転計画等、事業者の不備等により住民よりクレームがあった場合		○
	不可抗力	風水害・地震等の大規模災害による損害が大きく、事業の実施が不可能となる場合	○	
		風水害・地震等の大規模災害による損害が発生し、業務の変更が発生する場合	○ ※	○ ※
	業務不履行	組合の事由のため、業務破綻、契約破棄、業務不履行が生じた場合	○	
		事業者の事由による要求水準の未達のため、業務破綻、契約破棄、業務不履行が生じた場合		○
	業務契約	組合の事由により、事業者と契約が結べない、又は契約手続きに時間を要する場合(要求水準書等の誤りや不備により業務委託契約の締結が遅延した場合等)	○	
事業者の事由により、組合と契約が結べない、又は契約手続きに時間を要する場合(契約手続きの未実行、契約内容の未履行、企業買収等による企業の変更、入札参加資格の喪失等)			○	
運転管理	運転の不備	組合の事由により、契約に規定する以上の性能を満足するために改修が必要となった場合	○	
		事業者の事由により運転の不備が生じ、損害が発生した場合		○
	運転管理コスト 増大・運転停止によるごみ 処理量未達	事業者の事由による設備機器等の管理に係る要求水準未達によるコスト増大リスク		○
		搬入する一般廃棄物に処理不適物が混入していた場合(事業者の注意義務違反の場合)のコスト増大リスク		○
		搬入する一般廃棄物に処理不適物が混入していた場合(事業者の注意義務違反の場合を除く)のコスト増大	○	
		その他事業者の事由により運転管理不備が発生した場合のコスト増大リスク		○
	施設損傷	事業者の責により発生した事故、火災等による修復等にかかるコスト増大リスク		○
		第三者による施設の破損に伴うコスト増大リスク	○	
	第三者賠償	施設の運転管理に伴って発生した事故や他施設等に及ぼす劣化及び破損等の賠償		○
		事業者が実施する業務に起因しないで発生する事故等に対する賠償(事業者が臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、事業者の責めに帰すべき事由により生じたものなどの費用負担)		○
事業者が実施する業務に起因しないで発生する事故等に対する賠償(上記以外の事由により臨機の措置を講じた場合の費用負担)		○		

リスク分担表（その2）

段階	リスクの種類	リスクの内容	分担者	
			組合	事業者
運転管理	環境保全	組合の事由による有害物質の排出や、周辺環境の悪化及び規制基準の不適合等による改修や賠償	○	
		事業者が実施する運転管理に伴って発生した有害物質の排出や、周辺環境の悪化及び規制基準の不適合等による改修や賠償		○
終了時	施設の性能確保	業務期間終了時における施設の性能確保		○
	終了手続き	終了手続きに伴う事業者の事由による諸費用の発生に関するもの、事業会社の清算手続きに伴う評価損益等		○
		業務終了時の諸手続きに係る組合の事由によるコスト増大リスク	○	

※不可抗力による損害が生じた場合、費用負担について組合と事業者間で協議を行う。